B 綱領研究の指導原則

以上、A、の見解に基づき、我等は次の如き根本原則の上に立つく合法的手段に依る綱領の研究に入った

一、経済綱領作成上の原則

a、産業の振興

1、輸入関税その他の方法に依って、資本家に利益を約束することは、産業を振興し得る時代はすぎた。産業の資本主義的開發が已に峠を越した後は、それは徒らに資本家の私腹を肥やすのみであるからだ。

2、資本家に自由競争を為さしむることに依って我が産業を振興し得る時代は已にすぎた。その国の資本主義経済の凋落期に於ける自由競争は、単に無産階級の搾取にのみ作用するからだ。

3、此の際に於ける産業振興策は一国の経済を科学的に統制整理する外にない。例へば、資本、労力の効率の向上、産業及配信制度等を可及的科学的に研究決定して、現在の如く営利的決定に委せない。

b、分配の再整理

1、所有権よりもその使用権を尊重して所有権のために経済活動の壓迫せられることを除く。

2、国民の中の活動分子の利益を主として擁護し、遊食無為の分子の利益を可及的削減する。

3、勤労所得の負担を可及的に減じ、不勤労所得の負担を累進的に可及的加重す

c、労働力の効率の向上

1、産業の負担の第一の責任は労働力の維持であって、決して資本ではない。

2、一人としての労力効率の如何でなく、一国全体の人々としての労力効率